

## 職員の給与等に関する報告及び勧告に当たって

【委員長談話】

新型コロナウイルス感染症をめぐる今後の状況はいまだ不透明であり、市民の安全・安心を守るため、日々、真摯に職務に取り組んでいる職員に心から敬意を表します。

本日、堺市人事委員会は、議会及び市長に対し、「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

人事委員会による給与報告・勧告は、労働基本権の一部を制約されている職員に適正な処遇を確保することを目的として、地方公務員法における情勢適応の原則に基づき、職員の給与水準等を社会一般の情勢に適応させることを基本に行われるものです。

本市職員と市内民間従業員の本年4月分の給与等を比較した結果、月例給、特別給とも、職員給与は民間給与を下回っており、それぞれについて、引上げ改定することが必要と判断しました。

本年、本市においては、『堺市職員ワーク・ライフ・バランス計画』を策定し、『職員がやりがいと成長を実感できる働き方の実現』と『挑戦する風土の中、職員がパフォーマンスを最大限発揮する組織の実現』に向けた新たな取組が開始されました。

職員におかれましては、同計画で示された高付加価値の市民サービスの提供に向け、意識改革や能力開発に努めるとともに、多様な人材が生き生きと活躍できる環境整備や柔軟な働き方に取り組むことで、自身のワーク・ライフ・バランスを実現し、仕事に対する意欲を高め、自信と誇りをもって職務に精励されることを切に願います。

議会及び市長におかれましては、この人事委員会による勧告制度の意義、役割に深い理解を示され、報告・勧告に基づいて適切に対応されるよう要請いたします。

また、市民の皆様におかれましては、市民生活を支えるため日々職務に取り組んでいる職員が在ることについて、御理解いただきますようお願い申し上げます。

令和4年10月3日

堺市人事委員会

委員長 酒井 貴子